

いわき市産木材販路拡大等推進支援事業の留意点等

1 申請時について

- (1) 申請書類は、事業を行う 10 日前までに提出をしてください。
- (2) 事業期間は、事前準備、事業完了後に提出する実績報告書（完了日から起算して15日以内提出）の関係書類等（領収書、写真等）を整理する日数も含め、余裕をみて期間を設定して下さい。
- (3) 申請書提出後、補助金の交付額が決定しましたら、「補助金等決定通知書」をお送りします。決定通知日以降に、事業を開始して下さい。

2 実施する内容に変更があった場合

- (1) 申請内容の変更や中止をする場合はその旨を申請する必要がありますが、軽微な変更については申請の手続きが省略されます。
【軽微な変更該当するもの】
 - ・ 交付決定額以内の事業費の変更
 - ・ 事業目的に変更を及ぼさない内容の変更

3 事業を開始したとき

- (1) 事業に着手したときは、すみやかに着手届を提出して下さい。
- (2) 実績報告の際には、以下のものが必要になりますので適宜記録、保管等をお願いします。
 - ・ 活動中の様子が分かる写真
 - ・ 補助対象経費となるものを活用していることが分かる写真
 - ・ 印刷製本したものの原本（またはデータ）
 - ・ 補助対象経費の領収書の写し など

※活動に使用したことが写真等で確認できない場合、領収書のみでは補助対象とならないことがありますので注意して下さい。

4 対象経費について

- (1) 資産の形成を伴う備品の購入は、実施事業以外でも流用できる（汎用性が高い）ものの場合、補助対象となりませんので注意して下さい。

5 事業が完了したとき

- (1) 事業が完了したときは、すみやかに完了届を提出してください。
- (2) 事業完了後は、完了日から起算して15日以内に実績報告書の提出となります。

6 補助金の請求について

- (1) 実績報告完了後、市より補助金等確定通知書が届いたら、補助金等交付請求書を提出してください。

なお、ご不明な点がございましたら、いわき市林業振興課林業振興係
(Tel22-1181) までご連絡ください。